

# 第三期特定健康診査等実施計画

---

## ニチバン健康保険組合

最終更新日：令和5年11月28日

# 特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	・被扶養者の健診受診率が40%代と他健保に比べ低い ・未受診者の健診受診状況の把握ができていない	➔ ・健診受診率向上のため未受診者へ健診を促す ・アンケート様式による健診受診の実態調査を実施
No.2	・治療放置者は、男性被保険者は25.1%が該当、女性被保険者は10.1%が該当	➔ 生活習慣病リスク保有者の生活習慣、健康状態の改善
No.3	・2017年3月のジェネリック医薬品数量割合は63.7% ・他健保に比べ2.3ポイント低い	➔ ジェネリック医薬品に切り替えた場合500円以上削減効果がある該当者にジェネリック医薬品促進通知を年2回発送する ジェネリック切替のお願いカードとジェネリック医薬品に関するパンフレットを同封して発送する
No.4	・健康課題マップのリスク階層把握分析よりやや健診値が悪化しはじめた階層である。 ・不健康な生活群に152人該当し、全体の23.3%と高い割合を占めている。	➔ 健康への関心を持ってもらうため 本人にとって、わかりやすい情報発信により ヘルスリテラシー向上を促す
No.5	・問診分析により喫煙率は他健保に比べ高い、特に男性被保険者で3.4ポイント高い	➔ 禁煙外来の補助による禁煙促進
No.6	・問診分析により、男性被保険者の57.5% 女性被保険者の56.0%が日常的な運動習慣がない	➔ 運動の機会を提供し、自助努力での改善を促す
No.7	・がんの医療費の割合は緩やかではあるが増加傾向にある。 ・若年層にもがん罹患者が発生している。	➔ がん検診等により早期発見及び早期受診を促す。 がん検診等の補助制度の再検討。

**基本的な考え方（任意）**

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

## 特定健診・特定保健指導の事業計画

<b>1 事業名</b>	特定健診（被保険者・被扶養者）	対応する健康課題番号	No.2, No.5, No.6, No.4
--------------	-----------------	------------	------------------------

↓

<b>事業の概要</b>		<b>事業目標</b>																											
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/任意継続者	健診等の案内通知の方法等を工夫し、健康管理の意識付けを行い、健診受診への関心を高め、特定健診受診率の向上を目指す。																											
方法	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>アウトカム指標</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康診断受診率</td> <td>80%</td> <td>81%</td> <td>84%</td> <td>86%</td> <td>88%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>被扶養者の健康診断受診率</td> <td>35%</td> <td>40%</td> <td>45%</td> <td>50%</td> <td>55%</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table>							アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	健康診断受診率	80%	81%	84%	86%	88%	90%	被扶養者の健康診断受診率	35%	40%	45%	50%	55%	60%
アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																							
健康診断受診率	80%	81%	84%	86%	88%	90%																							
被扶養者の健康診断受診率	35%	40%	45%	50%	55%	60%																							
体制	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>アウトプット指標</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者へ各健診の案内通知送付</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>被扶養者に健診の案内通知送付</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>							アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	対象者へ各健診の案内通知送付	100%	100%	100%	100%	100%	100%	被扶養者に健診の案内通知送付	100%	100%	100%	100%	100%	100%
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																							
対象者へ各健診の案内通知送付	100%	100%	100%	100%	100%	100%																							
被扶養者に健診の案内通知送付	100%	100%	100%	100%	100%	100%																							

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

<b>実施計画</b>		
H30年度	R1年度	R2年度
・各事業所の法定健診から特定健診データを入手（被保険者） ・人間ドック受診対象者への受診勧奨。 ・生活習慣病予防健診の受診勧奨（被扶養者及び任意継続者）	30年度実施計画と同じ	31年度実施計画と同じ
R3年度	R4年度	R5年度
32年度実施計画と同じ	33年度実施計画と同じ	34年度実施計画と同じ

2 事業名 特定保健指導（被保険者、被扶養者）

対応する健康課題番号 No.5 , No.6 , No.4



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者
方法	-
体制	-

事業目標

対象者に特定保健指導該当通知を発送しメタボの意識付けを行い、特定保健指導利用の動機付けを強化し保健指導実施率の増加を向上させる

アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
被保険者及び被扶養者保健指導実施率の目標達成	20 %	25 %	30 %	40 %	45 %	55 %
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
特定保険指導対象者	120人	110人	100人	90人	80人	70人

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
・健診結果から保健指導対象者を抽出。・保健指導対象者へ保健指導通知を発送・保健指導の受診勧奨を行う・保健指導は「対面」「遠隔」の両面で実施。	30年度実施計画と同じ	31年度実施計画と同じ
R3年度	R4年度	R5年度
実施結果の評価と計画の見直し 見直しに基づく計画にて実施	33年度実施計画と同じ	34年度実施計画と同じ

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	851 / 1,065 = 79.9 %	877 / 1,070 = 82.0 %	902 / 1,073 = 84.1 %	929 / 1,079 = 86.1 %	956 / 1,084 = 88.2 %	984 / 1,088 = 90.4 %
		被保険者	681 / 757 = 90.0 %	689 / 757 = 91.0 %	696 / 756 = 92.1 %	702 / 755 = 93.0 %	708 / 753 = 94.0 %	717 / 755 = 95.0 %
		被扶養者 ※3	169 / 308 = 54.9 %	188 / 313 = 60.1 %	206 / 317 = 65.0 %	227 / 324 = 70.1 %	248 / 331 = 74.9 %	266 / 333 = 79.9 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	65 / 160 = 40.6 %	68 / 156 = 43.6 %	71 / 152 = 46.7 %	74 / 148 = 50.0 %	77 / 144 = 53.5 %	77 / 140 = 55.0 %
		動機付け支援	15 / 60 = 25.0 %	17 / 58 = 29.3 %	20 / 56 = 35.7 %	22 / 54 = 40.7 %	23 / 52 = 44.2 %	23 / 50 = 46.0 %
		積極的支援	50 / 100 = 50.0 %	51 / 98 = 52.0 %	52 / 96 = 54.2 %	53 / 94 = 56.4 %	53 / 92 = 57.6 %	54 / 90 = 60.0 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

#### 目標に対する考え方（任意）

生活習慣病の予防を目的とし、メタボリックシンドロームの概念に基づく特定健康診査・特定保健指導の実施の取り組みをさらに推進し、健康づくりの機運を高め、特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上を目指します。

#### 特定健康診査等の実施方法（任意）

被保険者については事業主が行う健康診断、被扶養者及び任意継続被保険者の健康診査については、一般社団法人東京都健康保険組合施設振興協会に委託して行う。上記の健康診査に替えて保険事業の一環である人間ドックを受診した場合は、当健保組合がそのデータを徴求して管理する。事業主健診に替えて人間ドックを受診した場合も同様とする。

被扶養者および任意継続被保険者の特定健診費用は無料とする。

特定保健指導については対象者への実施率向上に向け事業主と共同推進し、当健保と委託契約を締結している外部委託先機関にて行う。外部委託先機関については、過年度実績を踏まえて委託先の見直しを行う。

#### 個人情報の保護

当健保組合は、ニチバン健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

#### 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページ等に掲載する。

#### その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

特定健康診査及び特定保健指導の事業内容の充実・改善に向けた継続的な取り組みを実施することとします。本計画に定めた事業の実施状況について、目標値の達成状況を定期的に評価していきます。毎年度、上記の評価結果について確認し、状況に応じ本計画を見直します。